

生活保護業務等の不適切な 事務処理に関する報告書

令和7年（2025年）6月
つくば市福祉部

調査の経緯及び目的

つくば市福祉部社会福祉課が実施している生活保護業務等について、令和6年度に3回に渡り不適正事案の公表を行った。令和6年（2024年）5月9日付け社会福祉課における特殊勤務手当及び時間外勤務手当に係る「職員給与における手当等の未払いについて」、令和6年（2024年）7月19日付け、障害者加算等の「生活保護に係る扶助費の誤った支給について」、令和6年（2024年）8月21日付け「生活保護の返還金等に係る不適切な事務による国庫負担金の過少請求について」である。

また、生活保護業務に関連し、つくば市監査委員宛てに「つくば市職員措置請求書（住民監査請求）」、つくば市議会議長宛てに「つくば市生活保護業務の適正化を求める請願書」等が提出された。さらに、茨城県による生活保護法施行事務監査（特別監査）も実施され、つくば市が既に公表した不適正事案以外にも、不適切な事務処理が判明した。

このような事態を受け、これまでの生活保護業務に係る実態調査を行い、原因を究明するとともに、再発防止のための方策について検討を行うため、これまでの資料やデータの事実確認調査、社会福祉課に所属していた職員への書面調査や聞き取り調査等を行った。その内容を7項目に分類し、それらの報告を行うとともに、今後、二度とこのようなことのないよう再発防止に向けた取り組みを推進していくこととする。また、組織の在り方や職員の処分等については、今後、この報告書を基に総務部が中心となって検討していく。

調査の概要

1 資料やデータの調査

- (1) 実施期間 令和5年(2023年)9月～令和7年(2025年)5月
- (2) 対象 不適切な事務の内容に関する資料やデータ

2 職員への聞き取りによる調査

- (1) 実施期間 令和5年(2023年)9月～令和7年(2025年)5月
- (2) 対象
 - ・ 令和元年度(2019年)度～令和5年(2023年)度に社会福祉課に所属していた職員 37人
 - ・ 平成26年(2014年)度～令和5年(2023年)度の福祉事務所長及び副所長 8人

3 職員への書面調査

- (1) 実施期間 令和6年(2024年)10月～令和7年(2025年)5月
- (2) 対象 平成26年度(2014年)度～令和5年(2023年)度の以下の職員 51人
 - ・ 福祉部管理職(部長及び次長) 8人
 - ・ 社会福祉課管理職(課長及び課長補佐) 12人
 - ・ 社会福祉課保護係職員 24人
 - ・ 社会福祉課保護係以外の社会福祉課職員 7人

4 報告書内係長以上の職員経歴(平成26年(2014年)度～令和5年(2023年)度)

- A課長: 平成30年度(2018年)度～令和3年(2021年)度
(課長補佐: 平成27年度(2015年)度～平成29年(2017年)度)
- B課長: 令和4年(2022年)度
(課長補佐: 平成30年度(2018年)度～令和3年(2021年)度)
- C課長: 令和5年(2023年)度
(課長補佐: 令和4年(2022年)度)
- D課長補佐: 令和5年(2023年)度
- E課長補佐: 令和3年(2021年)度
- F所長: 平成30年度(2018年)度～令和2年(2020年)度
- G所長: 令和3年(2021年)度
- H所長: 令和4年(2022年)度～令和5年(2023年)度
- I係長: 令和元年(2019年)度～令和4(2022年)度
- J係長: 令和元年(2019年)度
- K係長: 令和2年(2020年)度
- M係長: 令和3年(2021年)度～令和5年(2023年)度
- N係長: 平成30年度(2018年)度
- R係長: 平成26年度(2014年)度～平成30年度(2018年)度

目 次

不適切な事務の調査内容

- 1 職員給与における時間外勤務手当の未払いについて P1
- 2 職員給与における特殊勤務手当の未払いについて P6
- 3 障害年金の裁定請求に要する診断書料等の誤った支給事務について . . P12
- 4 障害者加算の誤認定について P16
- 5 重度障害者加算の誤認定について P24
- 6 不適切な債権管理による国庫負担金への未算定について P29
- 7 生活保護費支給の不適切な取扱い及び虚偽の報告について P35

1 職員給与における時間外勤務手当の未払いについて

(1) 不適切な事務の概要及び要因

令和5年(2023年)9月に社会福祉課職員から時間外勤務手当の未払いがあると指摘があり、職員に調査を行ったところ未払いの実態があったことが判明したため、調査結果の第一報を令和6年(2024年)5月9日にプレスリリースした。

時間外勤務手当の申請について、間接的ではあるが申請をできるだけしないように促す等の不適切な発言や指導が管理職から行われたことにより、職員が申請しにくい状況があり、手当の申請ができずに支払われない時間外勤務手当があった。

(2) 調査の方法等

① 職員への聞き取り調査

② 職員への書面調査

ア 調査対象

令和2年(2020年)度～令和5年(2023年)度に社会福祉課に所属していた職員

- ・社会福祉課管理職：7人
- ・社会福祉課保護係職員：22人
- ・社会福祉課保護係以外の社会福祉課職員：7人

イ 調査期間

令和6年(2024年)10月～同年11月

ウ 調査項目

【社会福祉課管理職】

Q 時間外勤務手当の申請の際にどのような指示をしたか

【社会福祉課保護係以外の社会福祉課職員】

Q 時間外勤務手当について(令和2年(2020年)度～令和5年(2023年)度それぞれに同じ設問)

- ① 時間外勤務手当を申請せず事務処理を行っていた。
- ② 「行っていた」の場合の理由

【社会福祉課保護係職員】

Q 時間外勤務手当について(令和2年(2020年)度～令和5年(2023年)

度それぞれに同じ設問)

- ① 時間外勤務手当を申請せず事務処理を行っていた。
- ② 「行っていた」 場合の理由

(3) 結果事実

【社会福祉課管理職】 書面調査結果から

- Q 時間外勤務手当の申請の際にどのような指示をしたか
- ・ 勤務時間を全て申請するよう指示した 2人
 - ・ 勤務時間の一部しか申請するなど指示したことがある 0人
 - ・ 特に指示しなかった（申請は本人の判断に委ねていた） 4人
 - ・ その他 1人（基本的には本人の判断に委ねていたが、出退勤時間と時間外申請に乖離が目立つ職員へ声掛けを行っていた。）

【社会福祉課保護係職員】 書面調査結果から

- Q 令和2年（2020年）度の時間外勤務手当について
- ① 時間外勤務手当を申請せず事務処理を行っていた
 - ・ 行っていた 12人
 - ・ 行っていない 3人
 - ② 「行っていた」 場合の理由
 - ・ 管理職からの指示で、全部又は一部しか申請できなかった 0人
 - ・ 管理職から明確な指示はなかったが、申請できる雰囲気ではなかった 6人
 - ・ その他 4人
理由（時間外に対する否定的な指導があった）
（付けにくい雰囲気があった）など
- Q 令和3年（2021年）度の時間外勤務手当について
- ① 時間外勤務手当を申請せず事務処理を行っていた
 - ・ 行っていた 13人
 - ・ 行っていない 2人
 - ② 「行っていた」 場合の理由
 - ・ 管理職からの指示で、全部又は一部しか申請できなかった 2人
 - ・ 管理職から明確な指示はなかったが、申請できる雰囲気ではなかった 8人
 - ・ その他 3人
理由（時間外に対する否定的な指導があった）など
- Q 令和4年（2022年）度の時間外勤務手当について
- ① 時間外勤務手当を申請せず事務処理を行っていた
 - ・ 行っていた 10人

・行っていない 5人

②「行っていた」場合の理由

- ・管理職からの指示で、全部又は一部しか申請できなかった 0人
- ・管理職から明確な指示はなかったが、申請できる雰囲気ではなかった 7人
- ・その他 4人
理由（時間外を付けにくい雰囲気があった）
（申請をあきらめた）など

Q 令和5年（2023年）度の時間外勤務手当について

①時間外勤務手当を申請せず事務処理を行っていた

- ・行っていた 11人
- ・行っていない5人

②「行っていた」場合の理由

- ・管理職からの指示で、全部又は一部しか申請できなかった 2人
- ・管理職からの明確な指示はなかったが、申請できる雰囲気ではなかった 5人
- ・その他 4人
理由（時間外が付けやすい雰囲気とまでは言えなかった）
（時間外申請出しても受理してもらえない）など

【社会福祉課保護係以外の社会福祉課職員】書面調査結果から

Q 令和2年（2020年）度の時間外勤務手当について

令和3年（2021年）度の時間外勤務手当について

① 時間外勤務手当を申請せず事務処理を行っていた

- ・行っていた 令和2年度、3年度に同一職員が各1人

② 「行っていた」場合の理由

- ・管理職からの明確な指示はなかったが、申請できる雰囲気ではなかった 令和2年度、3年度に同一職員が各1人

Q 令和5年（2023年）度の時間外勤務手当について

① 時間外勤務手当を申請せず事務処理を行っていた

- ・行っていた 1人

② 「行っていた」場合の理由

- ・管理職からの明確な指示はなかったが、申請できる雰囲気ではなかった 1人

◆書面調査内及び聞き取り調査における職員のコメントの（抜粋）

- ・A課長から「女の職員でも定時（17：15まで）に帰っているのに恥ずかしくないのか」「お前は最初から能力が低いと思っていた」

「12月の人事評価で低く評価せざるを得ない」等の発言があった。
 ・B課長からは、明確に時間外を阻害する指示はなかったが、「残業は流行っていない」「残業をたくさんして評価される時代じゃない」と残業をしないように促す発言があった。

（４）考察・結論

社会福祉課内の労務環境の問題点として、令和２年（2020年）度から令和５年（2023年）度において、管理職の労務管理が不十分であり、管理職の不適切な言動や課内の時間外勤務手当を付けにくい雰囲気があったこと等により、本来申請できる時間外勤務手当が申請できず手当が支給されなかった。

また、管理職が過剰な業務負担を把握せず、業務改善が図られなかった。

（５）改善状況

令和５年（2023年）４月分から同年１０月分の時間外勤務手当の未申請分については、令和６年（2024年）２月に支給した。

令和４年（2022年）度以前の時間外勤務手当については、労働基準法に基づく請求の消滅時効期間が３年であるため、令和３年（2021年）１月実施分まで遡り、基幹系ＰＣアクセスログ等の精査や出退勤記録を確認し、令和６年（2024年）６月から当時の職員も含め、未申請分の申請を促した。同年９月末までに社会福祉課管理職が各職員から未申請分を預かり、同年１０月人事課へ提出し人事課で詳細を確認し、令和７年（2025年）５月に支給した。

令和５年（2023年）１０月以降は、時間外勤務手当の申請について、管理職は社会福祉課職員への声掛けや申請漏れの確認を行い、未申請とならないよう適正な勤怠管理に努めている。

また、組織体制は、令和６年（2024年）度から生活保護の管理部門の係を増設し、２係から３係体制として経理業務や生活困窮業務、債権管理業務をケースワーク業務から分離し、また、専門的知識を有する会計年度職員の増員やシステム活用等の業務改善も進め、ケースワーカーの業務軽減を図っており、今後も必要に応じて職員の適正な配置に努めていく。

【時間外勤務手当 支給人数・時間数・支給額】

●令和７年５月９日支払分

令和２年度（令和３年１月～同年３月実施分）

人数・時間数 保護係５人（119時間） 保護係以外２人（12時間）

支給額 保護係：229,734円 保護係以外24,664円 合計254,398円

令和３年度（令和３年４月～令和４年３月実施分）

人数 保護係９人（1,256時間） 保護係以外３人（84時間）

支給額 保護係：2,606,713 円 保護係以外 194,634 円 合計 2,801,347 円
令和 4 年度（令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月実施分）

人数 保護係 9 人（1,051 時間） 保護係以外 1 人（6 時間）

支給額 保護係：2,385,375 円 保護係以外 12,978 円 合計 2,398,353 円
令和 5 年度（令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月実施分）

人数 保護係 6 人（506 時間） 保護係以外 0 人

支給額 保護係：1,177,313 円 保護係以外 0 円 合計 1,177,313 円

●令和 6 年 2 月 21 日支払分

令和 5 年度（令和 5 年 4 月～同年 10 月実施分）

人数 保護係 15 人（759 時間） 保護係以外 3 人（58 時間）

支給額 保護係：1,842,029 円 保護係以外 133,082 円 合計 1,975,111 円

●合計支給額

保護係：8,241,164 円 保護係以外 365,358 円 合計 8,606,522 円

【時間外勤務手当 遅延損害金 支給人数・支給額】

●令和 7 年 3 月 4 日支払分

令和 5 年 4 月～令和 5 年 10 月実施分

人数 保護係 5 人

支給額 16,054 円

●令和 7 年 6 月 3 日支払分

令和 3 年 1 月～令和 6 年 3 月実施分

人数 保護係 7 人（内 1 人は保護係以外に在籍期間あり）

支給額 557,546 円（令和 7 年 3 月 4 日支払い分のうち、元本重複分 562 円
調整後の額）

2 職員給与における特殊勤務手当の未払いについて

(1) 不適切な事務の概要及び要因

令和6年(2024年)2月に社会福祉課職員から特殊勤務手当の未払いがあると指摘があり職員に調査を行ったところ未払いの実態があったことが判明したため、調査結果の第一報を令和6年(2024年)5月9日にプレスリリースした。

この手当は、令和2年(2020年)4月の条例改正により、申請を要さない月額支給から日々の申請を要する日額支給に改正されたが、管理職は職員に対し明確な手当申請の判断基準を教示しなかった。

また、社会福祉課の管理職によって手当申請の解釈が異なっていたため特殊勤務手当の一部で未払いが生じていた。

(2) 調査の方法

① 管理職への聞き取り

② 職員への書面調査

ア 調査対象

令和2年(2020年)度～令和5年(2023年)度に社会福祉課に所属していた職員

- ・ 社会福祉課管理職：7人
- ・ 社会福祉課保護係職員：22人

イ 調査期間

令和6年(2024年)10月～同年11月

ウ 調査項目

【社会福祉課管理職】

Q 特殊勤務手当について

- ① 特殊勤務手当の要件について
- ② 特殊勤務手当の申請の際にどのような指示をしたか

【社会福祉課保護係職員】

Q 特殊勤務手当について

(令和2年(2020年)度～令和5年(2023年)度それぞれに同じ設問)

- ① 特殊勤務手当の要件について
- ② 要件はどのように知ったか
- ③ 手当の申請について

(3) 結果事実

【社会福祉課管理職】書面調査結果

Q 特殊勤務手当について

① 特殊勤務手当の要件

- ・要件を明確に知っていた 0人
- ・要件を明確ではないが知っていた 5人
- ・要件を知らなかった 2人

② 特殊勤務手当の申請の際にどのような指示をしたか

- ・勤務日を全て申請するよう指示した 0人
- ・勤務日の一部しか申請するなど指示したことがある 1人
- ・特に指示しなかった（申請は本人の判断に委ねていた） 5人
- ・その他 1人

◆ 当時の管理職の書面調査及び聞き取り調査結果

- ・A課長：生活保護業務に従事した場合には、いつでも付けるように言った（申請するよう指示していた）。
- ・B課長：（被保護者宅等を）訪問した場合のみ申請するように（指示していた）。土日は付けないように言った（申請しないよう指示していた）。
- ・C課長：（被保護者宅等を）訪問した場合のみ申請するように（指示していた）。土日は付けないように言った（申請しないよう指示していた）。

【社会福祉課保護係職員】書面調査結果から

Q 特殊勤務手当について

① 特殊勤務手当の要件

令和2年（2020年）度の特殊勤務手当の要件

- ・要件を明確に知っていた 2人
- ・要件を明確ではないが知っていた 9人
- ・要件を知らなかった 2人

令和3年（2021年）度の特殊勤務手当の要件

- ・要件を明確に知っていた 1人
- ・要件を明確ではないが知っていた 9人
- ・要件を知らなかった 3人

令和4年（2022年）度の特殊勤務手当の要件

- ・要件を明確に知っていた 2人
- ・要件を明確ではないが知っていた 8人
- ・要件を知らなかった 5人

令和5年（2023年）度の特殊勤務手当の要件

- ・要件を明確に知っていた 3人
- ・要件を明確ではないが知っていた 11人
- ・要件を知らなかった 3人

② 要件はどのように知ったか

令和2年（2020年）度の要件はどのように知ったか

- ・管理職から聞いた 4人
- ・係長から聞いた 2人
- ・同僚から聞いた 6人
- ・その他 3人

理由（覚えていない）など

令和3年（2021年）度の要件をどのように知ったか

- ・管理職から聞いた 2人
- ・係長から聞いた 1人
- ・同僚から聞いた 4人
- ・その他 6人

理由（覚えていない）

（自ら例規集を確認した）

（係全体的に、勤務したら特殊勤務手当をつけるものだと認識していた）など

令和4年（2022年）度の要件をどのように知ったか

- ・管理職から聞いた 2人
- ・係長から聞いた 1人
- ・同僚から聞いた 4人
- ・その他 7人

理由（覚えていない）

（前職の他自治体時代と同じ要件と誤認していた）など

令和5年（2023年）度の要件をどのように知ったか

- ・管理職から聞いた 4人
- ・係長から聞いた 2人
- ・同僚から聞いた 6人
- ・その他 6人

理由（覚えていない）

（自ら例規集を確認した）など

③ 手当の申請について

令和2年（2020年）度の手当の申請

- ・要件に該当すれば申請するよう管理職から指示があった 3人
- ・管理職からの指示で、全部又は一部しか申請できなかった 0人
- ・管理職から明確な指示はなかったが、全部又は一部しか申請できる雰囲気ではなかった 2人
- ・その他 7人

理由（特に指示や案内はなかったが先輩の指示に従っていた）
（覚えていない）
（土日以外は申請していた）など

令和3年（2021年）度の手当の申請

- ・要件に該当すれば申請するよう管理職から指示があった 1人
- ・管理職からの指示で、全部又は一部しか申請できなかった 0人
- ・管理職から明確な指示はなかったが、全部又は一部しか申請できる雰囲気ではなかった 2人
- ・その他 9人

理由（具体的な要件の周知はなく同僚から聞いた基準で平日のみ申請していた）
（勤務したら手当を申請していた各職員が声を掛け合って、申請が漏れないようにしていたため、特殊勤務手当の申請の管理は職員が管理するものだと認識していた）など

令和4年（2022年）度の手当の申請

- ・要件に該当すれば申請するよう管理職から指示があった 3人
- ・管理職からの指示で、全部又は一部しか申請できなかった 1人
- ・管理職から明確な指示はなかったが、全部又は一部しか申請できる雰囲気ではなかった 1人
- ・その他 9人

理由（本来の要件のおよそ半数しか申請できていなかった）
（私だけ同僚に比べて半分しか申請がなかったはずだが、決裁するB課長は一度も指摘してくれなかった）
（出勤したら手当を申請していた各職員が声を掛け合って、申請が漏れないようにしていたため、特殊勤務手当の申請の管理は、職員が管理するものだと認識していた）など

令和5年（2023年）度の手当の申請

- ・要件に該当すれば申請するよう管理職から指示があった 5人
- ・管理職からの指示で、全部又は一部しか申請できなかった 1人
- ・管理職から明確な指示はなかったが、全部又は一部しか申請できる雰囲気ではなかった 1人

・その他 6人

理由（（令和5年）6月係員会議で（職員から）それまで約半分しか申請できていなかったことをC課長・D補佐の前で訴えたが、要件の説明はおろか遡及申請についても何も話はなかった。）

（出勤したら手当を申請していた各職員が声を掛け合って、申請が漏れないようにしていた）など

（４）考察・結論

社会福祉業務手当は、令和2年（2020年）4月の条例改正により、申請を要さない月額支給から日々の申請を要する日額支給に改正された。そのため、社会福祉法第15条第3項及び第4項に規定する業務について、管理職から明確な手当申請の判断基準を教示すべきであったが、歴代の管理職は明確な手当申請の判断基準を示さなかったこと、課長により解釈が異なったこと、各職員に申請の判断を委ねていて、申請が漏れていても積極的に申請を促す対応をしてこなかったため、職員が適切に手当を受給できなかった。

特に手当申請の判断基準が不明確であった点は、要保護者との訪問・面接以外の業務に従事していた場合や、土日祝日に業務に従事した場合などであり、課長により解釈が異なっていたため、職員も適切に申請できなかった。

（参考）

【つくば市職員の特殊勤務手当に関する条例第2条第1項第1号】

特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

（１）社会福祉業務手当

【つくば市職員の特殊勤務手当に関する条例第3条第1項】

社会福祉業務手当は、社会福祉業務の現業又は指導監督を行う職員で規則で定めるものが社会福祉業務に従事した場合に、当該職員に対して支給する。

【つくば市職員の特殊勤務手当に関する規則第2条第1号】

条例第3条第1項に規定する規則の定める職員は、次に掲げる者とする。

（１）社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第3項及び第4項に規定する業務を行う職員

【社会福祉法第15条第3項】

指導監督を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、現業事務の指導監督をつかさどる。

【社会福祉法第15条第4項】

現業を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、援護、育成又は更生の措置を要する者等の家庭を訪問し、又は訪問しないで、これらの者に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務をつかさどる。

（５）改善状況

令和６年（２０２４年）３月２６日付けで、特殊勤務手当の支給に係る考え方を人事課の確認を経て整理し職員に周知した。その後、労働基準法に基づく請求の効力が３年であるため、令和３年（２０２１年）１月分まで遡り、基幹系ＰＣアクセスログ等の精査や出退勤記録を確認した。令和６年（２０２４年）５月から当時の職員も含め、未申請分の申請を促し、同年７月までに社会福祉課管理職が各職員から未申請分の申請を預かり人事課へ提出した。人事課で詳細を確認後、同年１２月に支払った。

令和６年（２０２４年）４月以降は、社会福祉業務手当の支給要件を明確にしたため、該当する場合には申請するよう職員に周知した。現在は、管理職が各職員の勤務日と業務内容を照らし合わせて確認を行っている。

【特殊勤務手当 支給人数・日数・支給額】

●令和６年１２月２６日支払分

令和２年度（令和３年１月～同年３月実施分）

人数 ８人（３５日）

支給額 ９,６２５円

令和３年度（令和３年４月～令和４年３月実施分）

人数 １０人（８４日）

支給額 ２３,１００円

令和４年度（令和４年４月～令和５年３月実施分）

人数 １２人（２６０日）

支給額 ７１,５００円

令和５年度（令和５年４月～令和６年３月実施分）

人数 １３人（３１８日）

支給額 ８７,４５０円

●合計支給額 １９１,６７５円

【特殊勤務手当 遅延損害金 支給人数・支給額】

●令和７年３月４日支払分

令和３年１月～令和６年３月実施分

人数 ６人

支給額 ５,４０３円

3 障害年金の裁定請求に要する診断書料等の誤った支給事務について

(1) 不適切な事務の概要及び要因

障害年金の裁定請求を行う際に必要な診断書料等の支給事務については、令和6年(2024年)1月9日、茨城県福祉政策課(現福祉人材・指導課)からの電話による状況確認があり、調査した結果、保護の実施要領及び別冊問答集に記されていない不適切な運用を行っていたことが判明し、その後、さらに調査した結果の第一報を、令和6年(2024年)7月19日にプレスリリースした。

被保護者が日本年金機構に障害年金の裁定請求を行う際に必要な診断書等について、本来は、取得に要する費用を全額自己負担するか、若しくは、福祉事務所からの検診命令により上限額を超過した額のみ自己負担し取得するものである。

なお、自己負担した費用については、障害年金を受給できることとなった方に限り、初めて障害年金の収入を認定する際に、必要経費として、自己負担相当額を控除すべきとされているが、一部の被保護者に対して、障害年金の裁定結果を待たずに、自己負担相当額を一時扶助で全額支給しており、保護の実施要領及び別冊問答集に記されていない運用を行っていた。

障害年金の裁定請求に関する診断書料以外の支給事務についても、本来は、福祉事務所からの検診命令、若しくは、医療扶助運営要領に基づき、上限額の範囲内で福祉事務所から医療機関へ診断書料を直接支払うべきところ、被保護者が先に医療機関へ診断書料を直接支払った場合は、上限額の範囲内で一時扶助により被保護者に支給しており、生活保護の実施要領及び医療扶助運営要領に記されていない運用を行っていた。

(2) 調査の方法

① ケース診断会議記録票の確認

② 職員への書面調査

ア 調査対象

令和2年(2020年)度～令和5年(2023年)度に社会福祉課に所属していた職員

- ・社会福祉課管理職：7人
- ・社会福祉課保護係職員：22人

イ 調査期間

令和6年(2024年)10月～同年11月

ウ 調査項目

【社会福祉課管理職】

Q 障害年金

- ① 検診命令及び生活保護手帳別冊問答集（問 8-27）による運用について
- ② 診断書料相当額を一時扶助で支給する運用方法について
- ③ 診断書料相当額を一時扶助で支給する運用に疑問を感じていたか

【社会福祉課保護係職員】

Q 障害年金裁定請求診断書料について

- ① 検診命令及び問答集（問 8-27）による運用について
- ② 診断書料相当額を一時扶助で支給する運用方法について
- ③ 診断書料相当額を一時扶助で支給する運用に疑問を感じていたか

（３）結果事実

【社会福祉課管理職】 書面調査結果

- ① 検診命令及び生活保護手帳別冊問答集（問 8-27）による運用
 - ・知っていた ３人
 - ・知らなかった ４人
- ② 診断書料相当額を一時扶助で支給する運用方法
 - ・管理職から指示した ０人
 - ・管理職から指示しなかった ３人
 - ・その他 ４人

理由（ケース診断会議に諮って決定していた）など
- ③ 診断書料相当額を一時扶助で支給する運用に疑問を感じていたか
 - ・疑問を感じていたが、意見は言わなかった ０人
 - ・疑問を感じており、係長・同僚に意見を述べた １人
 - ・疑問を感じていなかった ３人
 - ・その他 ３人

理由（疑問は感じていたが、やむを得ないと思っていた）など

【ケース診断会議記録票の確認】

被保護者から障害年金の診断書は高額なため、診断書料を捻出できず障害年金の裁定請求ができないとの相談があった場合は、ケース診断会議で決定し、一時扶助費として支給していた。

【社会福祉課保護係職員】書面調査結果

- ① 検診命令及び生活保護手帳別冊問答集（問 8-27）による運用
 - ・知っていた 19 人
 - ・知らなかった 2 人
- ② 診断書料相当額を一時扶助で支給する運用方法
 - ・管理職から指示があった 4 人
 - ・係長・同僚から聞いた 15 人
 - ・その他 9 人

理由（ケース診断会議に諮って決定していた）
（過去の決定調書を参考にしていた）
（一時扶助の根拠はないと認識していた）など
- ③ 診断書料相当額を一時扶助で支給する運用に疑問を感じていたか
 - ・疑問を感じていたが意見は言わなかった 3 人
 - ・疑問を感じており管理職に意見を述べた 3 人
 - ・疑問を感じており係長・同僚に意見を述べた 3 人
 - ・疑問を感じていなかった 9 人
 - ・その他 11 人

理由（一時扶助の運用への疑問については、疑問を持っていたが、
管理職からの指示に従い運用していた）など

（４）考察・結論

令和元年（2019 年）度から障害年金の裁定請求等を行う際に必要な診断書料等の支給事務について、不適切な取扱いを行っていた。

被保護者から障害年金の診断書は高額なため、診断書料を捻出できず障害年金の裁定請求ができない、との相談が職員にあった場合は、ケース診断会議で審議決定し、一時扶助費として支給していた。生活保護手帳別冊問答集（問 8－27）に沿わない運用であったが、障害年金の受給に至れば、障害年金の裁定結果後に自己負担分を相殺するか、裁定結果が出る前に自己負担分を一時扶助により支給するかの違いであり、福祉事務所の裁量で運用を変更できると考えていた。

この取り扱いについて疑問があり、上司（課長、課長補佐、係長）に申し出た職員もいたが、上司が障害年金の裁定請求に必要だと判断し、不適切であるを知っていながら黙認したことにより誤った取扱いが継続されていた。

（５）改善状況

令和 6 年 1 月 16 日から保護の実施要領及び生活保護手帳別冊問答集に基づいた検診命令による運用に是正するよう管理職が職員に周知し、その後も引き続

きこの運用を徹底している。

また、障害年金の裁定請求に関する診断書料以外の支給事務についても、令和6年（2024年）度、茨城県福祉人材・指導課に取扱いを確認し回答に基づき、令和6年（2024年）10月21日、職員に対し、「今後は被保護者への一時扶助による支給を見直し、保護の実施要領及び生活保護手帳別冊問答集に基づいた検診命令による医療機関等への支払いに是正する」ことを周知するとともに、医療機関及び被保護者に対しても運用方法変更の周知期間を経て、令和7年（2025年）1月から本来の運用を徹底することを周知した。

医療機関へは、令和6年（2024年）11月から令和7年（2025年）1月まで、毎月、「文書料（診断書料）の取り扱いに関する通知」を送付した。

被保護者へは、令和6年（2024年）12月に同様の通知を全世帯に送付するとともに、診断書を必要とする被保護者には職員から説明を行うことを職員に周知した。

過支給となった一時扶助による診断書料については、令和6年（2024年）7月のプレスリリース以後、順次、対象者に説明し、同年9月から、生活保護法第63条に基づき返還決定事務を進め、費用返還通知を交付し返還を求めている。

【誤支給】

件数8件 過支給総額 62,890 円（うち時効成立 15,510 円）

（8件確定 控除額※ 0 円 返還決定額 47,380 円）

※控除額：費用返還については、原則、全額を返還対象とするが、全額を返還対象とすることによって自立が著しく阻害されると認められる場合は、返還額から控除できる額（例：家屋補修、生業等の一時的な経費など）

令和6年（2024年）7月19日プレスリリースでは、5件 過支給総額 60,550 円（うち時効成立 15,510 円）の誤りがあったとしたが、その後の再点検の結果、件数、過支給総額（うち時効成立金額）を訂正している。

なお、再点検で障害年金の裁定請求に関する診断書料以外にも以下の誤支給があった。

【障害年金の裁定請求に関する診断書料以外の誤支給】

件数4件 過支給総額 1,240 円（うち時効成立 640 円）

（4件確定 控除額※ 0 円 返還決定額 600 円）

4 障害者加算の誤認定について

(1) 不適切な事務の概要及び要因

令和6年(2024年)2月22日に、茨城県福祉政策課(現福祉人材・指導課)から生活保護法施行事務に関する状況確認(実地)があり判明し、その後、さらに調査した結果の第一報を、令和6年(2024年)7月19日にプレスリリースした。

障害者加算は、一定の等級の身体障害者、知的障害者、精神障害者又は障害年金受給者に付けられる加算である。身体障害者と知的障害者は手帳の等級により認定できるが、精神障害者の場合は認定が複雑であり、誤った認識により、本来対象ではない方に加算をしていた。

また、令和2年(2020年)1月の会計検査や会計検査翌日の係員会議、会計検査後のフォローアップ調査、令和4年(2022年)11月のケース診断会議等で障害者加算の誤認定を是正する機会が何度かあったが是正されなかった。

(2) 調査の方法

① 職員への聞き取り調査

② 職員への書面調査

ア 調査対象

令和2年(2020年)度～令和5年(2023年)度に社会福祉課に所属していた職員

- ・社会福祉課管理職：7人(令和2年度～令和5年度)
- ・社会福祉課保護係職員：22人(令和2年度～令和5年度)
- ・福祉事務所長：3人(令和2年度～令和5年度)

イ 調査期間

令和6年(2024年)10月～同年11月

ウ 調査項目

【社会福祉課管理職】

Q 障害者加算について

- ① 初診日から1年6か月経過後に取得・更新した精神保健福祉手帳の等級により加算を付けることを認識したのはいつか
- ② 障害年金の受給権の有無が加算の要件となることを認識したのはいつか
- ③ 平成7年(1995年)通知(精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について)

【社会福祉課保護係職員】

Q 障害者加算について

- ① 初診日から１年６か月経過後に取得・更新した精神保健福祉手帳の等級により加算を付けることを認識したのはいつか
- ② 障害年金の受給権の有無が加算の要件となることを認識したのはいつか
- ③ 平成７年（１９９５年）通知（精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について）

（３）結果事実

【社会福祉課管理職】書面調査、聞き取り調査結果

- ① 初診日から１年６か月経過後に取得・更新した精神保健福祉手帳の等級により加算を付けることを認識したのはいつか
 - ・令和元年（２０１９年）度の会計検査の帳票作成時 ０人
 - ・令和元年（２０１９年）度の会計検査当日 ０人
 - ・令和元年（２０１９年）度の会計検査翌日の係員会議 ０人
 - ・令和４年（２０２２年）１１月のケース診断会議 ２人
 - ・令和６年（２０２４年）７月のプレスリリース ６人
 - ・その他 ２人

理由（Ａ課長：覚えていない）
（Ｄ課長補佐：令和５年（２０２３年）度中、茨城県の状況確認前には認識していた）
（Ｈ所長：令和６年（２０２４年）２月）
- ② 障害年金の受給権の有無が加算の要件となることを認識したのはいつか
 - ・令和元年（２０１９年）度の会計検査の帳票作成時 ０人
 - ・令和元年（２０１９年）度の会計検査当日 ０人
 - ・令和元年（２０１９年）度の会計検査翌日の係員会議 ０人
 - ・令和４年（２０２２年）１１月のケース診断会議 １人
 - ・令和６年（２０２４年）７月のプレスリリース ６人
 - ・その他 ３人

理由（Ａ課長：知らなかった）
（Ｈ所長・Ｂ課長：令和６年（２０２４年）２月）
（Ｄ課長補佐：令和５年（２０２３年）度中、茨城県の状況確認前には、職員から受給権の有無も含めて加算の判定が複雑と聞いていたが、詳細については理解していなかった）
- ③ 平成７年（１９９５年）通知（精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について）

- ・知っていた 1人（知った時期（令和6年（2024年）3月か4月頃）
- ・知らなかった 6人

【社会福祉課保護係職員書面調査結果】

① 初診日から1年6か月経過後に取得・更新した精神保健福祉手帳の等級により加算を付けることを認識したのはいつか

- ・令和元年（2019年）度の会計検査の帳票作成時 2人
- ・令和元年（2019年）度の会計検査当日 0人
- ・令和元年（2019年）度の会計検査翌日の係員会議 2人
- ・令和4年（2022年）11月のケース診断会議 4人
- ・令和6年（2024年）7月のプレスリリース 3人
- ・その他 9人
 - （入庁以前）（今、認識した）
 - （令和2年（2020年）11月頃から令和3年の3月まで）
 - （令和2年（2020年）度頃）
 - （令和5年（2023年）度の冬から令和6年（2024年）4月頃まで）
 - （令和3年（2021年）4月から令和4年（2022年）10月）など

② 障害年金の受給権の有無が加算の要件となることを認識したのはいつか

- ・令和元年（2019年）度の会計検査の帳票作成時 0人
- ・令和元年（2019年）度の会計検査当日 0人
- ・令和元年（2019年）度の会計検査翌日の係員会議 1人
- ・令和4年（2022年）11月のケース診断会議 4人
- ・令和6年（2024年）7月のプレスリリース 3人
- ・その他 12人
 - （入庁以前）
 - （令和6年（2024年）4月頃）
 - （令和5年（2023年）度の冬から令和6年4月頃まで）
 - （令和5年（2023年）度中）
 - （令和3年（2021年）11月頃）
 - （令和3年（2021年）4月から令和4年（2022年）10月）など

③ 平成7年（1995年）通知（精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について）

- ・知っていた 10人
- ・知らなかった 10人

◆令和２年（２０２０年）１月会計検査時の障害者加算の誤りの指摘

<会計検査当日に関すること>

会計検査受検中、一つの世帯について、調査官から口頭で障害者加算の誤りが指摘され、「初診日から１年６か月経過していないのに加算を認定していた理由」の聴取を受けたことが、議事録メモに記載されていた。

当時、会計検査に出席していた職員は、Ｂ課長補佐、Ｉ係長、Ｊ係長、他職員数名であった。

また、県の担当者が作成したと思われるメモに「障害者加算の誤認定及び過大支給、初診後１年６か月経過していない精神障害者保健福祉手帳を根拠に加算を認定していた」、とする内容が記載されていた。

<会計検査当日に関する聞き取り結果>

- ・Ｂ課長補佐：出席していたことは覚えているが、指摘を受けたことは記憶にない。
- ・Ｉ係長：口頭で指摘があったことは記憶している。
- ・Ｉ係長・その他社会福祉課職員：会計検査終了後、出席していなかったＡ課長席周辺で、Ｂ課長補佐、Ｉ係長、Ｊ係長で会計検査の結果報告を行った。

◆令和２年１月会計検査翌日の係員会議での障害者加算誤認定の取り扱い

<会計検査翌日の係員会議に関すること>

会計検査の翌日、保護係による係員会議が行われ、出席者は、Ｂ課長補佐以下、係長、職員であった。この係員会議において、当時の議事録に「障害者加算については１年６か月経ってからでないと加算をつけてはいけませんが、現時点で加算を取り消すことなどはしなくてよい。」との発言が記録されており、発言者は会議を進行していたＩ係長であった。

<会計検査翌日の係員会議に関する聞き取り結果>

- ・社会福祉課職員：「加算を取り消すことなどはしなくてよい」という言い方（発言）を、管理職（Ａ課長、Ｂ課長補佐）へ確認せず指示することは考えにくい。
- ・Ｉ係長：会計検査の翌日であったため、議題については、事前に管理職（Ａ課長、Ｂ課長補佐）へ報告した内容であったと思います。会議への管理職の出席については、会議の初めからか、途中からかは、はっきりと記憶していませんが、Ｂ課長補佐が出席していたと思います。
- ・Ｌ職員：会議内で、「障害者加算については１年６か月経ってからでない

と加算をつけてはいけませんが、現時点で加算を取り消すことなどはしなくてよい。」という発言があったことは記憶している。そのような方針なのだとして受け取った。管理職の出席については、このような内容の会議であったため、課長補佐が出席していたと思う。

- ・ A 課長：当時の会議には出席していない。B 課長補佐から相談も受けていないため、自分は指示していない。
- ・ B 課長補佐：（会計検査当日の口頭での指摘について）今まで知らなかったと言っていたが、記録があった。これを見ると知らないとは言えないが、修正しなくていいと指示したかどうか覚えていないし、A 課長に相談したかどうか覚えていない。

◆会計検査後のフォローアップ調査

＜会計検査後のフォローアップ調査に関する事＞

フォローアップ調査は会計検査当日、障害者加算を認定している被保護者の中で、障害年金の受給権の有無を確認できなかった被保護者について、その後の調査状況を会計検査院へ報告する調査であった。調査の結果、受給権有りとなった場合は、障害者加算が誤認定となる。会計検査当日、調査官から指示された 10 件について、令和 2 年（2020 年）5 月から令和 4 年（2022 年）1 月まで複数回報告を行った。なお、I 係長が起案し、B 課長補佐、A 課長が決裁して報告していた。

＜会計検査後のフォローアップ調査に関する書面調査及び聞き取り結果＞

- ・ A 課長：年金受給権の有無についての調査と認識していた。
- ・ B 課長補佐：継続確認調査（フォローアップ調査）が障害者加算の誤りを発見し、是正につなげる調査であることを理解しないまま、また、起案者（I 係長）に確認することもなく決裁したものと思います。このフォローアップ調査は、障害年金が受給できるかどうかの調査で、受給権がある方には障害年金の受給を促すためのものと理解していた。

◆令和 4 年（2022 年）11 月のケース診断会議での障害者加算の誤りの指摘

＜令和 4 年（2022 年）11 月ケース診断会議に関する事＞

ケース診断会議記録票において、O 職員から担当する世帯の中で障害者加算の誤認定が判明したため、是正し返還を要するとの指摘があった。しかし、当時の管理職（B 課長、C 課長補佐）は、障害者加算の適否を茨城県に確認するよう M 係長に指示し、茨城県から「加算は誤認定である」との回答を得た後も、改善に向けた対策を講じず、職員への周知や指示も行わなかったと

考えられる。

＜令和４年（２０２２年）１１月ケース診断会議に関する聞き取り結果＞

・複数の職員からの聞き取り（要約）

ケース診断会議にはＩ係長、Ｍ係長、Ｂ課長も出席しており、その中で過支給ということとなった。

その後、ケース診断会議記録票の回付中、Ｂ課長からＭ係長に、一旦、茨城県に確認してみようという指示があり、その後すぐに茨城県の生活保護法施行事務監査があったため、その中でＭ係長が茨城県に確認した。確認後、Ｍ係長は、Ｏ職員の指摘が正しいこと、過支給額の返還等の対応を考える必要があることをＢ課長へ伝え、Ｍ係長は自分の対応は終わったと考えた。

このケース診断会議記録票は、当時、回付中に行方不明となり、令和６年（２０２４年）１月、Ｏ職員の移動式ラックに戻されているのをＯ職員が発見した。

※ケース診断会議記録票は、内容に応じて部長まで押印を求めるが、このケース診断会議記録票は、課長までの回付予定であり、Ｃ課長補佐までしか押印されず、Ｂ課長の押印はなかった。

- ・ Ｍ係長：ケース診断会議後、Ｂ課長から「こんな過去のケース掘り返してどうするつもりなんだ。」と言われて委縮した気持ちになった。さらに、Ｂ課長から「会計検査では指摘を受けていない。それが全部間違っていたとしたら大変なことになる。」と発言されていたことを思い出し「障害者加算の認定について、間違いがあることを認識されていた部分があったのではないか。」と感じた。
- ・ Ｂ課長：（先のＭ係長の発言（証言）について）記憶にない。
- ・ Ｂ課長：ケース診断会議では、誤支給の返還を求めることになったが、自身が調べた他自治体の事例として、行政側の誤支給により生活保護費の返還を求めたケースが裁判に発展し、返還を求めている行政側が敗訴した例があったことから判断を保留したと記憶している。しかし、その後の判断を怠り、放置してしまった。

（４）考察・結論

令和２年（２０２０年）１月の会計検査時の障害者加算の誤りの指摘については、会計検査受検に同席した職員が作成した議事録に「初診日から１年６ヶ月経過していないのに加算を認定していた理由について」と記載されていたことや、県の担当者が作成したと思われるメモに「障害者加算の誤認定及び過大支給、初診

後 1 年 6 か月経過していない精神障害者保健福祉手帳を根拠に加算を認定していた」、とする内容が記載されており、職員ヒアリングにおいても、当日口頭で指摘があったと証言している職員がいたことから、誤りの指摘があったことは事実と考えられる。

また、令和 2 年 1 月の会計検査翌日の係員会議録では、「障害者加算については 1 年 6 か月経ってからでないと加算をつけてはいけませんが、現時点で加算を取り消すことなどはしなくてよい」と I 係長が話したとある。この発言については、誰の指示かは不明であるが、「会計検査の結果通知等があった場合には対応していくため、すぐに是正しなくてもよい」といった趣旨であった。この発言で、誤りを認識した職員が複数名いたと考えられる。

その後、会計検査院からの文書による指示はなかったため、管理職（A 課長、B 課長補佐）は、障害者加算の削除や誤支給額の返還について、是正の指示をせず誤りを放置したと考えられる。書面調査や職員ヒアリングにおいては、会計検査時点で誤りを認識していた、との証言は課長及び課長補佐からは得られていない。

会計検査後のフォローアップ調査では、本来、精神障害者で障害年金の受給権が不明確な場合、障害者加算は認定できないため、会計検査で指示された 10 件について、その時点で一旦、障害者加算を停止し、障害年金の受給権が判明してから、再支給又は、誤認定の保護費の返還を求めるべきであった。しかし、当時の管理職（A 課長、B 課長補佐）はフォローアップ調査を単なる障害年金の受給権の有無を確認するための調査と考えていたため、障害者加算の誤りに考えが及ばず、是正できなかった。

令和 4 年（2022 年）11 月のケース診断会議では、誤認定が判明し返還を求めることになったが、B 課長が県への照会等で判断を保留し、その後の対応を行わず、結果的に是正できなかった。

障害者加算の誤認定の原因は、管理職（所長、副所長、課長、課長補佐）、係長、一部のケースワーカーが、法に基づく障害者加算のつけ方を正しく理解していなかったこと、障害者加算の認定要件を確認するチェックリストの内容が不十分（初診日の記載欄が無いなど）であったこと、誤認定を認識した時点で、加算の認定を止める、誤って支給していた額の返還を求めるといった法に基づく事務を行わなかったことである。

（５）改善状況

障害者加算については、法令等を確認し、令和 2 年（2020 年）1 月に実施された会計検査以降の誤認定について、既に生活保護が廃止となった被保護者も含めて調査を行った結果、誤認定は 27 件であった。

誤支給額の返還については、他自治体（秋田市、印西市、柏市等）の事例や、国の通知（生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて）により、被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、返還額から当該額を控除し返還を求めることとし、これにより、過支給額から消滅時効分と自立を阻害すると認められる控除額を差し引き、返還額を決定することとした。

令和6年（2024年）7月のプレスリリース以後、対象者に対して、誤認定の経緯等を説明し謝罪するとともに、誤支給額から自立を阻害すると認められる額を控除し、返還額を決定する方針を説明した。同年9月4日から自立を阻害すると認められる額について、順次、説明を行い、控除費目の洗い出しのためヒアリングを実施し、洗い出した控除費目について、内容を確認し、控除額の算出を進めた。同年10月から順次、ケース診断会議による協議を実施し、控除額と返還額を決定し、生活保護法第63条による費用返還通知を交付し返還を求め、全ての対象者について、返還決定事務を完了した。

今後の誤認定を防止するため、法令等を再確認し、障害者加算チェックリスト、フローチャートの作成を行い、新たに障害者加算を認定する際には、ケースワーカー、係長及び管理職が、法令等と根拠資料を突合し、要件の確認を徹底している。

【誤支給】

件数 27 件 過支給総額 19,025,721 円（うち一部時効成立 7,239,076 円）

（27 件確定 控除額※ 8,081,939 円 返還額 3,704,706 円）

※控除額：費用返還については、原則、全額を返還対象とするが、全額を返還対象とすることによって自立が著しく阻害されると認められる場合は、返還額から控除できる額（例：家屋補修、生業等の一時的な経費など）

令和6年（2024年）7月19日プレスリリースでは、20 件 過支給総額 13,600,994 円（うち一部時効成立 3,960,186 円）の誤り及び確認中3件としたが、その後の再点検の結果、件数、過支給総額（うち時効成立金額）を訂正している。

5 重度障害者加算の誤認定について

(1) 不適切な事務の概要及び要因

令和5年(2023年)9月に職員の指摘により重度障害者加算の誤認定が判明したが、管理職は誤認定について課員に周知せず、翌10月から加算を削除し、誤認定による過支給額の返還は求めなかった。

令和6年(2024年)2月22日に、茨城県福祉政策課(現福祉人材・指導課)から生活保護法施行事務に関する状況確認(実地)があり、その後、さらに調査した結果を、令和6年(2024年)7月19日にプレスリリースした。

重度障害者加算については、障害の程度が重度で、日常生活において常時の介護を必要とする方に加算するものだが、本来対象ではない方に加算を付していた。

(2) 調査の方法

① 社会福祉課保護係職員への聞き取り

② 職員への書面調査

ア 調査対象

令和2年(2020年)度～令和5年(2023年)度に社会福祉課に所属していた職員

- ・社会福祉課管理職：7人
- ・社会福祉課保護係職員：22人

イ 調査期間

令和6年(2024年)10月～同年11月

ウ 調査項目

【社会福祉課管理職】

Q 重度障害者加算について、「特別児童扶養手当等に関する法律施行令別表第1」に掲げる障害の程度の判定基準として、次のどれに該当していれば加算できると認識していたか

- ・特別児童扶養手当を受給していること
- ・特別障害者手当を受給していること
- ・障害児福祉手当を受給していること
- ・療育手帳①を所持していること
- ・把握していない
- ・その他

- ① 令和５年（２０２３年）以前の要件の認識について（複数選択可）
- ② 令和５年（２０２３年）１０月以降の要件の認識について（複数選択可）

【社会福祉課保護係職員】

- Q 重度障害者加算について、「特別児童扶養手当等に関する法律施行令別表第１」に掲げる障害の程度の判定基準として、次のどれに該当していれば加算できると認識していたか
- ・ 特別児童扶養手当を受給していること
 - ・ 特別障害者手当を受給していること
 - ・ 障害児福祉手当を受給していること
 - ・ 療育手帳①を所持していること
 - ・ 把握していない
 - ・ その他
- ① 令和５年（２０２３年）９月以前の認識について（複数選択可）
 - ② 令和５年（２０２３年）１０月以降の要件の認識について（複数選択可）

（３）結果事実

【社会福祉課管理職】書面調査結果

- Q 重度障害者加算について、「特別児童扶養手当等に関する法律施行令別表第１」に掲げる障害の程度の判定基準として、次のどれに該当していれば加算できると認識していたか
- ① 令和５年（２０２３年）９月以前の認識について（複数選択可）
 - ・ 特別児童扶養手当を受給していること １人
 - ・ 特別障害者手当を受給していること ０人
 - ・ 障害児福祉手当を受給していること ０人
 - ・ 療育手帳①を所持していること ０人
 - ・ 把握していない ５人
 - ・ その他 １人（令和６年９月に職員から相談があり、東京都問答集・茨城県問答集によりにより認識した）
 - ② 令和５年（２０２３年）１０月以降の要件の認識について（複数選択可）
 - ・ 特別児童扶養手当を受給していること ０人
 - ・ 特別障害者手当を受給していること ０人
 - ・ 障害児福祉手当を受給していること ０人
 - ・ 療育手帳①を所持していること ０人
 - ・ 把握していない ６人
 - ・ その他 １人（令和６年９月に職員から相談があり、東京都問答集・茨

城県問答集によりにより認識した)

【社会福祉課保護係職員への聞き取り調査結果】

重度障害者加算は、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1」に記載されている程度の障害の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とされていることが要件とされているが、重度障害者加算を算定する際に、使用していた「障害者加算確認調書」を再確認したところ、調書内に記載されている要件が「特児手当受給」と記載されていた。

この調書により加算を算定していた職員は、調書に沿って事務を行っており、特別児童扶養手当を受給していれば加算の対象になると考え、誤りであることは認識していなかった。

【社会福祉課保護係職員】書面調査結果

Q 重度障害者加算について、「特別児童扶養手当等に関する法律施行令別表第1」に掲げる障害の程度の判定基準として、次のどれに該当していれば加算できると認識していたか

① 令和5年9月以前の認識について（複数選択可）

- ・ 特別児童扶養手当を受給していること 11人
- ・ 特別障害者手当を受給していること 6人
- ・ 障害児福祉手当を受給していること 4人
- ・ 療育手帳①を所持していること 8人
- ・ 把握していない 8人
- ・ その他 5人

理由（該当のケースがなく正確な判定基準の認識なし）

（障害の程度により該当可否を認定すると認識していた）

（要件に関して認識が不十分だった）など

② 令和5年10月以降の要件の認識について（複数選択可）

- ・ 特別児童扶養手当を受給していること 4人
- ・ 特別障害者手当を受給していること 4人
- ・ 障害児福祉手当を受給していること 5人
- ・ 療育手帳①を所持していること 7人
- ・ 把握していない 7人
- ・ その他 5人

理由（担当ケースに該当するケースがなく要件を把握していない）

（該当ケースなく正確な判定基準の認識なし）など

（４）考察・結論

誤認定の要因は、要件とされている法律が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」であること、また、重度障害者加算を算定する際に、使用していた「障害者加算確認調書」を再確認したところ、調書内に記載されている要件が「特児手当受給」と記載されていたことで、職員は特別児童扶養手当を受給していれば、加算の対象になると誤認していた。

令和５年（２０２３年）９月、職員が誤認定に気付き、管理職（Ｃ課長、Ｄ課長補佐）へ相談したが、管理職からは同年１０月から重度障害者加算を削除し、誤認定分の返還は求めない指示をした。さらに、誤認定について、管理職（Ｃ課長、Ｄ課長補佐）から課内に周知せず、誤認定に気づいた職員（Ｐ職員、Ｑ職員）を通して、各担当職員に加算削除と返還を求めない説明に留まっていた。

誤認定分の返還を求めない指示については、Ｄ課長補佐が、保護の実施要領（厚生労働省社会・援護局長通知 第 7-2-（2））、（厚生労働省社会・援護局長通知 第 10-2-（8））及び別冊問答集（問 13-2）を参考に、①判明した翌月から加算を削除する（返還は求めない）、②判明した前々月まで遡り加算を削除する（３か月分の返還を求める）③認定月まで遡り返還を求める、のいずれかの対応について、Ｃ課長と協議し、市の誤支給であり、返還を求めると被保護者とトラブルになることも考えられたため、①判明した翌月から加算を削除することの対応を選択し、この判断により返還を求めないこととした。

本来の誤認定への対応については、保護の実施要領の②判明した前々月まで遡り加算を削除し（３か月分の返還を求める）、それ以前の返還額は、法第 63 条により③認定月まで遡り返還を求める、という対応とすべきであり、また、今回の返還対応については、審査請求や判例、茨城県への確認等を行い遡及返還の判断を行うべきであった。

（５）改善状況

重度障害者加算については、法令等を確認し、過去の被保護者も含めて調査を行った結果、誤認定は令和５年（２０２３年）１０月から加算を削除した５件であった。

重度障害者加算の認定については、保護の実施要領及び問答集のみでは判断が難しいため、東京都問答集や茨城県問答集も参考にしながら、課長、課長補佐及び係長も含めて、加算の確認を徹底している。

誤認定は、令和５年（２０２３年）９月に判明、翌月から加算を削除し、返還を求めないとしていたため、障害者加算等と同時に返還決定事務を進めることとした。

なお、他自治体（秋田市、印西市、柏市等）の事例や、国の通知（生活保護費

の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて)により、被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、返還額から当該額を控除し返還を求めることとし、これにより、過支給額から自立を阻害すると認められる控除額を差し引き、返還額を決定することとした。

令和6年(2024年)7月のプレスリリース以後、対象者に対して、誤認定の経緯等を説明し謝罪するとともに、今後、誤支給額から自立を阻害すると認められる額を控除し、返還額を決定する方針を説明した。

令和6年(2024年)9月4日から自立を阻害すると認められる額について、順次、説明を行い、控除費目の洗い出しのためヒアリングを実施し、洗い出した控除費目について、内容を確認し控除額の算出を進めた。同年10月から順次、ケース診断会議による協議を実施し、控除額と返還額を決定し、生活保護法第63条による費用返還通知を交付し返還を求めている。

【誤支給】

件数5件 過支給総額 1,356,870円(うち時効成立なし)

(5件確定 控除額※ 909,810円 返還決定額 447,060円)

※控除額：費用返還については、原則、全額を返還対象とするが、全額を返還対象とすることによって自立が著しく阻害されると認められる場合は、返還額から控除できる額(例：家屋補修、生業等の一時的な経費など)

令和6年(2024年)7月19日プレスリリースでは、5件 過支給総額 1,148,550円(うち時効成立 0円)の誤りがあったとしたが、その後の再点検の結果、そのうちの1件について、これまで誤認定と考えていた期間より前に期間が空いて更に誤認定の対象期間があったことから、過支給総額を訂正している。

6 不適切な債権管理による国庫負担金への未算定について

(1) 不適切な事務の概要及び要因

令和6年(2024年)8月9日、職員から申し出があり、課内で改めて調査し、平成26年(2014年)度から令和5年(2023年)度までの国庫負担金実績報告のデータや資料の確認を行った結果、債権管理を適切に行わず、不納欠損とした債権があることが判明し、同年8月21日にプレスリリースした。

平成26年(2014年)度から令和5年(2023年)度までの10年の間に生じた返還金未済による不納欠損額について、各年度の生活保護費等国庫負担金の実績報告書において、精算書様式内の「不納欠損処理されたもの」に計上していたが、債権管理事務として国庫負担金の算定基準を満たすには不十分であったため、請求できないと判断し、精算書様式内の「適切に不納欠損処理されたもの」に計上せず、国庫負担金の算定額からは除外し、国へ請求していなかった。

(2) 調査の方法

① 職員への書面調査

ア 調査対象

平成26年(2014年)度から令和5年(2023年)度に社会福祉課に所属していた職員

- ・社会福祉課管理職：7人(令和2年(2020年)度から令和5年(2023年)度)
- ・社会福祉課保護係長と経理担当：7人

イ 調査期間

令和6年(2024年)10月～同年11月

ウ 調査項目

【社会福祉課管理職】

- Q 不納欠損分を国庫負担金に算定できることを知っていましたか
- Q 不納欠損分を国庫負担金に算定するための基準を知っていましたか

【社会福祉課保護係長と経理担当】

- Q 不納欠損分を国庫負担金に算定できることを知っていましたか
- Q 不納欠損分を国庫負担金に算定するための基準を知っていましたか

②当時の管理職への聞き取り調査

ア 調査対象

平成 26 年（2014 年）度から令和 5 年（2023 年）度に福祉事務所長及び副所長（※職員への書面調査の対象者は含まない。） 8 人

イ 調査期間

令和 6 年（2024 年）10 月

ウ 調査項目

Q 不納欠損分を国庫負担金に算定できることを知っていましたか

Q 不納欠損分を国庫負担金に算定するための基準を知っていましたか

③平成 30 年度生活保護施行事務監査資料の確認

（3）結果事実

【社会福祉課管理職】書面調査結果

Q 不納欠損分を国庫負担金に算定できることを知っていましたか

- ・知っていたので算定するよう指示した 0 人
- ・知っていたが算定しないよう指示した 0 人
- ・知らなかった 4 人
- ・その他 3 人

理由（債権管理が不十分との認識から算定しないことが引き継がれてきた）

（職員から聞いていたが内容を理解していなかった）

（知っていたが、算定しないとの記憶はありませんが、債権管理が不十分であるとの認識から算定しないことが、引き継がれていたと思います）など

Q 不納欠損分を国庫負担金に算定するための基準を知っていましたか

- ・知っていたので対応した 0 人
- ・知っていたが対応しなかった 1 人

理由（生活保護の申請から廃止、ケースワーク等を通常業務としてとらえており、債権管理を適正に行うには、現状の人員体制では、厳しいと思い後回しにしていました）

- ・知らなかったので対応しなかった 6 人

【社会福祉課保護係係長と経理担当書面調査】

Q 不納欠損分を国庫負担金に算定できることを知っていましたか

- ・知っていたので算定した 0人
- ・知っていたが算定しなかった 2人
- ・知らなかったので算定しなかった 1人
- ・その他 4人

理由（課内で情報共有があったのかもしれませんが十分理解できていない状況であった）

（算定する業務をしたことがなく途中まで知らなかった）

（前年度までの実績報告書においても不納欠損は算定されていないため同様の対応を行った）

（知っていたが、督促をしていなかったので算定できなかった）など

Q 不納欠損分を国庫負担金に算定するための基準を知っていましたか

- ・知っていたので対応した 1人
（※対応内容は督促状の送付）
- ・知っていたが対応しなかった 2人
- ・知らなかったので対応しなかった 3人
- ・その他 1人

理由（課内で情報共有があったのかもしれませんが十分理解できていない状況であった）

【平成28年度～令和3年度に在籍していたL職員のヒアリングシートに記載されていた内容（要約）】

私が配属される前から督促は実施しておりませんでした。当時、担当業務については誰に聞いてもわからない状態で、異動した前任者に聞かないとわからない状況でした。

前任者も異動先での業務があり、忙しかったため、あまり聞きに行けず、私自身、手探りで業務を行っておりました。配属された最初の年は業務を覚えるのに精一杯だったため、不納欠損分を国庫負担金に算定できることは知りませんでした。

少しずつ業務にも慣れてきて、翌年に当時のA課長補佐に督促はやらなくていいのかとお話ししたところ、「生活保護者に督促なんかしたら大変なことになる」と云われ、督促できない状況が続いておりました。

転機が訪れたのは、令和元年（2019年）7月でした。総務課で債権管理

の調査及び説明会があり、これは好機だと思い、督促の様式の作成から督促処理の流れまで、保護係係長と一緒に総務課、納税課、法務監に聞きながら、進めました。

不納欠損を国庫負担金に算定する最初の1歩は進みましたが、その他にやるべき、定期的な納付指導や死亡者の親族調査、宛所不明者の住所等の調査については、私一人で、担当業務と債権管理をやるのには無理があり、できていない状況でした。ただ、最終納付日から5年を経過して、不納欠損になりそうな未納者に対しては、一部返納、分納誓約書の記入等で時効を延長させました。また、ケースワーカーも自分の仕事で手いっぱいなので、なかなかできる状況ではありませんでした。令和元年度から督促を行っておりますので、令和元年から5年経過して、不納欠損になったものに関しては、不納欠損分を国庫負担金に算定できるものもあると思います。

【社会福祉事務所長及び副事務所長】聞き取り調査

Q 不納欠損分を国庫負担金に算定できることを知っていましたか

・知らなかった 8人

Q 不納欠損分を国庫負担金に算定するための基準を知っていましたか

・知らなかったので対応しなかった 8人

【平成30年度生活保護施行事務監査資料の確認】

平成30年度の生活保護施行事務監査資料を確認したところ、茨城県から債権管理について、督促状や催告状の送付や適切に納入指導及び時効中断措置等を行い、台帳等で記録するなど組織的に把握し、適正な債権管理を実施することなどの指摘がされていた。

(4) 考察・結論

書面調査や聞き取り調査の結果から、生活保護返還金事務処理マニュアルは策定していたが、当時の経理担当職員が現在は係員4人で処理している事務量を1人で抱えており、債権管理事務を適切に行えていなかった。令和5年(2023年)度以前の管理職の中には、この状況を認識している者もいたが、問題意識の欠如により安易に前例踏襲し状況改善を試みず、マニュアルに基づく適切な運用ができない状況だったと考えられる。

また、平成30年度生活保護施行事務監査報告書では、適切な債権管理を実施しなかった要因として、「未納がある債権者に対して納付する資力がないと判断し、督促を行っていなかった。」改善方策では、「速やかに督促状及び必要

に応じて催告の上、適切に納入指導及び時効中断措置等を行い、債務管理台帳は整備済であるため、経理担当者により引き続き管理していく」と報告しているが、改善された事実はなかった。

不納欠損額を国庫負担金に算定するためには、「適切に不納欠損処理されたもの」とされていることから、適切な債権管理が条件とされているが、督促書・催告書の発送記録の不足や、債務者が死亡した場合の相続人調査の不足などにより国庫負担金に算定する条件を満たすことができなかった。

また、福祉部長は、国庫負担金の決裁権があったにもかかわらず不納欠損について知らなかった。

（５）改善状況

令和６年（２０２４年）１０月以降、債権管理のノウハウがある財務部納税課に協力要請し、督促・催告、相続人調査などの助言や、外部研修を受講し、適切な債権管理を担う職員を育成するとともに、国の通知に基づく実効性のある生活保護返還金事務処理マニュアルへの見直しを行った。

また、令和６年（２０２４年）１０月から債権管理事務の補助要員として会計年度任用職員を１名増員、令和７年（２０２５年）度からは会計年度任用職員をさらに１名に増員し、債権関連文書の整理や電話催告などを進めている。

今後は、督促・催告に係る記録や債務者が死亡した場合の相続人調査も含めて適切な債権管理に努め、仮に時効を迎えた場合は、適切に不納欠損処分を行うとともに、令和６年（２０２４年）度国庫負担金の実績報告から「適切に不納欠損処理されたもの」として算定できるよう進めている。

【不納欠損額】

平成 26 年（2014 年）度	2,466,821 円	15 件	（国庫負担金 1,850,116 円）
平成 27 年（2015 年）度	654,013 円	9 件	（国庫負担金 490,510 円）
平成 28 年（2016 年）度	1,381,134 円	20 件	（国庫負担金 1,035,851 円）
平成 29 年（2017 年）度	1,240,521 円	23 件	（国庫負担金 930,391 円）
平成 30 年（2018 年）度	1,275,143 円	23 件	（国庫負担金 956,357 円）
令和 元年（2019 年）度	1,362,412 円	7 件	（国庫負担金 1,021,809 円）
令和 2 年（2020 年）度	1,213,486 円	4 件	（国庫負担金 910,115 円）
令和 3 年（2021 年）度	2,396,242 円	18 件	（国庫負担金 1,797,182 円）
令和 4 年（2022 年）度	2,611,605 円	9 件	（国庫負担金 1,958,704 円）
令和 5 年（2023 年）度	8,850,258 円	43 件	（国庫負担金 6,637,694 円）

合計 23,451,635 円 171 件（国庫負担金 17,588,726 円）

令和 6 年（2024 年）8 月 21 日プレスリリースでは、合計 17,710,826 円を国庫負担金に計上してなかったとしたが、その後の再点検の結果、金額、件数を訂正している。

7 生活保護費支給の不適切な取扱い及び虚偽の報告について

(1) 不適切な事務の概要及び要因

令和6年(2024年)1月9日に茨城県福祉政策課(現福祉人材・指導課)から電話にて、ケースワーカーによる保護費の現金支給の取扱いについて確認があり、調査したところ、内部規定に反しケースワーカーが不適切に現金を取り扱っていたことが判明した。そのため、同年1月16日からケースワーカーによる現金取り扱いを原則禁止とし、現金取扱員を定め、課員に直接説明し周知徹底を図った。同年4月以降、つくば市福祉事務所生活保護関連現金等取扱基準(令和6年(2024年)5月24日つくば市福祉事務所長)を改定し、現金を取り扱うことができる職員を増員した上で、現金を取り扱うことのできる職員は、つくば市会計規則に定める現金出納員(社会福祉課長)及び現金取扱員(社会福祉課課長補佐、係長、経理を所管する係員)のみと定め、この基準に基づいた運用を徹底してきた。

令和6年(2024年)7月の茨城県生活保護法施行事務監査における令和5年度の監査資料や実地監査で、現金取り扱いについて事実と異なる報告をしていたと指摘され、その後、令和6年(2024年)12月25日付けの茨城県生活保護法施行事務監査(特別監査)結果において、詳細な状況の報告を求められた。この対応のために、ケースワーカーの現金取り扱いに関する過去の資料の確認や、職員への書面調査を再度行ったところ、現金取り扱いについての報告が管理職の指示の下での虚偽報告だったことが明らかになった。

不適切な事務の内容は、平成30年(2018年)10月4日付けで「現金支給は、現業員(ケースワーカー)以外の職員である係長及び経理担当職員を現金取扱員に指定し、現金支給業務に対応していく。」と内部方針を定めていたにも関わらず、周知徹底されなかったことから、令和5年(2023年)度までケースワーカーが現金を取り扱い、窓口で現金支給を行ったり、被保護者宅へ現金を持参していた。令和元年(2019年)度から令和5年(2023年)度の生活保護法施行事務監査においては、保護費支給のため、ケースワーカーが現金の取扱いを行っていたにも関わらず、監査調書の「窓口支給において現業員は関与しないようにしているか。関与がある場合、その範囲は適正に定められているか。」の設問に対し、「現業員は関与しないようにしている。関与がある場合、その範囲は適正に定められている。」と管理職の指示の下で虚偽の回答を行っていた。また、令和5年(2023年)度の生活保護法施行事務監査においては、現業員が現金を取り扱うことはない旨事実と異なる説明を行っていた。

(2) 調査の方法

①職員への聞き取り調査

ア 調査対象

平成 26 年（2014 年）度から令和 5 年（2023 年）度に社会福祉課に所属していた職員

- ・社会福祉課保護係長：3 人
- ・社会福祉課管理職：2 人

イ 調査期間

令和 6 年（2024 年）1 月～令和 7 年（2025 年）5 月

ウ 調査項目

- ・ケースワーカーの現金取扱いの関与について

②職員への書面調査

ア 調査対象

平成 26 年（2014 年）度から令和 5 年（2023 年）度に社会福祉課に所属していた職員

- ・社会福祉課保護係長及び職員：5 人

イ 調査期間

令和 7 年（2025 年）5 月

ウ 調査項目

Q 生活保護費のケースワーカー（現業員）による現金支給について

- ① いつから行っていたか
- ② 上司・同僚から現金支給に関して言われていたことはあるか。
- ③ 保護費の現金支給を現業員が行っていたことについて、どのように考えていたか。
- ④ その他

(3) 結果事実

①職員への聞き取り調査等

【M係長及び一部のケースワーカーへの聴取等】について

- ・被保護者が来庁した際、ケースワーカーが保護費を現金で手渡したり、ケースワーカーのみで被保護者宅へ持参したり、返還金を受領したりしてい

た。

【K係長の内で口頭説明】について

- ・いつからケースワーカーによる現金の取扱いをしていたのか定かではないが、少なくとも令和元年度頃からケースワーカーによる現金の取り扱いを行っていた。

【N係長への聴取】について

(平成30年(2018年)10月4日付けで「生活保護費の現金支給について」を定めた経緯等について)

- ・「生活保護費の現金支給」の決め事を作るようになった経緯は定かではないが、A課長から作るよう指示があり、会計事務局や茨城県に確認し作ったものと記憶している。
- ・A課長からの指示で作ったが、B課長補佐も管理職なので知っていたと思う。
- ・作成した後、A課長へ報告し、恐らく、課長、課長補佐、係長までの共有だったと思う。ケースワーカーも含め課内に周知した記憶はない。
- ・平成30年(2018年)10月以降も、平成27年度の現金支給取扱基準で、係長の承認を得ればケースワーカーも窓口交付できるとされているので、その基準をもとにケースワーカーが窓口交付していた。なお、取扱基準では、窓口交付に限定されているが、ケースワーカーが被保護者宅へ持参することもあった。

【資料調査の結果】について

- ・平成29年(2017年)度の生活保護施行事務監査で、現業員が窓口支給において現金の袋詰めをしていたことの指摘を受け、「生活保護費の支給フローチャート」を平成29年7月1日に改訂し、現業員は現金を取り扱わないことを報告していた。

②職員への書面調査

Q(1)生活保護費のケースワーカーによる現金支給について

① いつから行っていたか

- ・配属された年度から行っていた。(5人中4人が同回答：平成25年度、平成26年度、平成30年度、令和元年度)

② 上司・同僚から現金支給に関して言われていたことはあるか。

- ・A課長からは、現金支給していることは外では言わないように、記録にも記載しないようにと指示を受けた。また、B課長からも、外部には話していないことや記録では記載しないようにすることについて何度か声をかけられた。県監査での対応についても、上記両元

課長からは、口外しないよう注意された。

- ・ R係長から、やむを得ず現金支給しているケースがあること、その事を口外しないようにしていること、記録にも書かないようにしている現状について話があった。現金支給を推奨していたわけではなく、どうしてもやむを得ない場合の対応だと思う。

- ・ ケース記録に書かないようにという話を数回聞いたことはあるが、いつ、誰から言われたのかは覚えてない。

③ 保護費の現金支給を現業員が行っていたことについて、あなたはどのように考えていたか。

- ・ 現金支給するのは不適切だが、人員、体制からいって致し方ないという認識であった。
- ・ 正直、やりたくはないと思っていた。現金支給に対する感覚が鈍化していつている気がしてこのままでは良くないと思っていた。
- ・ 紛失の心配や何か疑われたりしたら嫌なので、現金には触れたくないと思っていた。

④ その他

- ・ ケースワーカーの現金支給についての原因は、管理職の問題意識不足と職員の継続勤務年数が長いことによる慣れだと思う。

◆書面調査及び聞き取り調査内における管理職コメント（抜粋）

- ・ 指導はしていない。
- ・ ケースワーカーが現金取り扱いをしてはいけないことを知っていたが、やむを得ない場合は、複数人体制での取り扱いであれば可能であると認識していた。
- ・ 現金支給の記録を書かないよう指導をしてきたかは記憶していない。一部の職員が具体的に「記録は記載しないよう声をかけたり、対応を求められた」ことについて、それを否定する記憶もないが、そのような指導をした記憶もない。

（４）考察・結論

現金支給取扱基準については、平成 27 年（2015 年）度に「現業員は、原則として金銭等を取り扱わないものとする。ただし、現金を福祉事務所の窓口で交付する場合は、係長の承認を得たうえで取り扱うことができるものとする。」と定めた。

その後、平成 29 年（2017 年）度の生活保護施行事務監査で、現業員が窓口支給において現金の袋詰めをしていたことの指摘を受け、「生活保護費の支給フロ

一チャート」を平成 29 年 7 月 1 日に改訂し、現業員は現金を取り扱わないことを報告し、また、A 課長の指示により、N 係長が、平成 30 年（2018 年）10 月 4 日付けで「現金支給については、現業員以外の職員である係長及び経理担当職員を現金取扱員に指定し、現金支給業務に対応していく。」という方針を策定し、管理職（A 課長、B 課長補佐）と係長で共有したが、当時の管理職は、この内部方針を組織内に周知せず適切に運用がなされなかった。

実態として、保護費を支給日当日に支給するためには、現金取扱員の人員不足もあり、ケースワーカーによる現金支給を係長及び管理職も含めて組織的に黙認していた。ケースワーカーは、保護費を窓口での支給だけでなく、自宅や病院等の滞在先まで持参したり、返還金を受領したりするなどしていた。

また、管理職は、ケースワーカーによる現金支給について、業務中も「口外しないこと」「保護台帳に記録しないこと」を指示し、生活保護法施行事務監査においても、事実と異なる回答をするよう指示していたと考えられる。

平成 30 年度以降の管理職の中には、ケースワーカーによる現金取扱いが、生活保護法施行事務監査における虚偽回答となることを把握していた管理職もいたと思われるが、その間も人員体制の改善や現金取扱いの徹底を進めてこなかった。

令和 5 年（2023 年）度の管理職（C 課長、D 課長補佐）においては、ケースワーカーによる現金取扱いの内部規定や監査調書の内容を把握していなかったが、令和 6 年（2024 年）1 月 9 日の茨城県からの確認により再確認し内容を把握した。

（５）改善状況

令和 6 年（2024 年）1 月 9 日、茨城県からケースワーカーによる現金支給の有無について確認があり、それを受け、同年 1 月 16 日、ケースワーカーによる現金取扱いを是正するため、C 課長及び D 課長補佐は、課員（係長、ケースワーカー及び事務職員）全員を参集し、同日以降、ケースワーカーによる現金取扱いを原則禁止とし、現金を取り扱える職員は現金出納員（社会福祉課長）及び現金取扱員（社会福祉課課長補佐、係長、経理担当）のみであることを課員に直接説明し周知徹底を図った。

同年 4 月早々、D 課長補佐から現金取扱いの内部規定を改めて課員に示し、同年 5 月 24 日付けで、つくば市福祉事務所生活保護関連現金等取扱基準（令和 6 年（2024 年）5 月 24 日つくば市福祉事務所長）を改定し、現金を取り扱うことができる職員を増員した上で、現金を取り扱うことのできる職員は、つくば市会計規則に定める現金出納員（社会福祉課長）及び現金取扱員（社会福祉課課長補佐、係長、経理を所管する係員）のみと定め、この基準に基づいた運用を徹底し

ている。

生活保護法施行事務監査における虚偽の回答については、組織として二度と虚偽回答を繰り返さないことを徹底し、今後は、福祉事務所長以下、管理職（福祉部次長、社会福祉課長、同課長補佐）、係長、ケースワーカーも含めて、法令等に基づき適正に運用されているか再確認しながら、事前に監査調書等を共有し、監査調書の内容を十分に把握した上で、受検に備えた体制を整えていく。